



薬食発0430第2号
平成25年4月30日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）にて定めているところである。

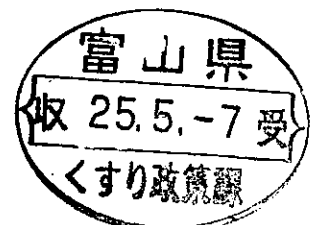
今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第64号）が別添のとおり平成25年4月30日に公布されたので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる27物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。



- ① N—(1—アダマンチル)—1—(5—フルオロペンチル)—1H—
インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ② N—(1—アダマンチル)—1—(5—フルオロペンチル)—1H—
インドール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ③ 1—アダマンチル(1—ペンチル—1H—インドール—3—イル)メ
タノン及びその塩類
- ④ 1—アダマンチル{1—[(1—メチルピペリジン—2—イル)メチ
ル]—1H—インドール—3—イル}メタノン及びその塩類
- ⑤ N—(1—アミノ—3,3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル)
—1—(4—フルオロベンジル)—1H—インダゾール—3—カルボキ
キサミド及びその塩類
- ⑥ N—(1—アミノ—3,3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル)
—1—ペンチル—1H—インドール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ⑦ N—(1—アミノ—3—メチル—1—オキソブタン—2—イル)—1
—ペンチル—1H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ⑧ 2—(エチルアミノ)—1—フェニルブタン—1—オン及びその塩類
- ⑨ キノリン—8—イル=1—ペンチル(1H—インドール)—3—カル
ボキシラート及びその塩類
- ⑩ N, N—ジエチル—4—ヒドロキシトリプタミン及びその塩類
- ⑪ 1—(2,3—ジクロロフェニル)ピペラジン及びその塩類
- ⑫ 2—(ジフェニルメチル)ピロリジン及びその塩類
- ⑬ 2—(ジメチルアミノ)—1—(4—メチルフェニル)ブタン—1—
オン及びその塩類
- ⑭ 2—(ジメチルアミノ)—1—(3,4—メチレンジオキシフェニル)
プロパン—1—オン及びその塩類
- ⑮ ナフタレン—1—イル(1—ペンチル—1H—ピロール—3—イル)
メタノン及びその塩類
- ⑯ 2—(ピロリジン—1—イル)—1—(チオフェン—2—イル)ペン
タン—1—オン及びその塩類
- ⑰ 1—フェニル—2—(ピロリジン—1—イル)ブタン—1—オン及び

その塩類

- ⑮ [5-(2-フルオロフェニル)-1-ペンチル-1H-ピロール-3-イル] (ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類
- ⑯ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル] (ピリジン-3-イル) メタノン及びその塩類
- ⑰ 1-(4-ブロモフェニル)-2-(メチルアミノ) プロパン-1-オン及びその塩類
- ⑱ 2-メチルアミノ-1-(チオフェン-2-イル) プロパン及びその塩類
- ⑳ 2-(メチルアミノ)-1-フェニルペンタン-1-オン及びその塩類
- ㉑ 2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル) ブタン-1-オン及びその塩類
- ㉒ 2-(メチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル) ペンタン-1-オン及びその塩類
- ㉓ 5,6-メチレンジオキシインダン-2-アミン及びその塩類
- ㉔ 1-(4-メトキシフェニル)-2-(ジメチルアミノ) プロパン-1-オン及びその塩類
- ㉕ (2-ヨード-5-ニトロフェニル) {1-[(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル} メタノン及びその塩類

※上記27物質のうち、⑭及び⑳の2物質は、海外で流通が確認されているが国内での流通は確認されていない物質である。

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となること。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めたこと。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

① 国の機関

② 地方公共団体及びその機関

③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関

④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第4項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1) から (4) までに掲げる用途のほか、以下の表の左欄に掲げる物にあつては、右欄に掲げる用途

1—(2, 3—ジクロロフェニル) ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
2—(ジフェニルメチル) ピロリジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ナフタレン—1—イル(1—ペンチル—1H—ピロール—3—イル) メタノン、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第1号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）
(2—ヨード—5—ニトロフェニル) {1—[(1—メチルピペリジン—2—イル) メチル]—1H—インドール—3—イル} メタノン、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第1号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

(6) (1) から (5) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に

対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成25年4月30日）から起算して30日を経過した日（平成25年5月30日）から施行すること。

官 報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働六四)

〔告 示〕

○施設整備事業を推進するための基本的な指針を定めた件の一部を改正する件(総務二〇一)

○電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件の一部を改正する件(同二〇二)

○電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件第二項第七号の規定に基づき、総務大臣の行う証明に関する手続を定める件(同二〇三)

○租税特別措置法第四十四条の五第一項の規定の適用を受ける減価償却資産を定める件(同二〇四)

○電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件第一項第七号の規定に基づき、総務大臣の行う証明に関する手続を定める件を廃止する件(同二〇五)

○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件(法務一六五)

○経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件(同一六六)

○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件(同一六七)

○経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件(同一六八)

○平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件(同一六九)

○平成二十五年幼幼稚園教員資格認定試験を実施する件(文部科学七二)

○平成二十五年小学校教員資格認定試験を実施する件(同七三)

○平成二十五年特別支援学校教員資格認定試験を実施する件(同七四)

○肥料の登録の有効期間を更新した件(農林水産一四三六)

○輸入業者の住所の変更に係る届出があった件(同一四三七)

○肥料の登録を失効した件(同一四三八)

〔叙位・叙勲〕

〔褒 賞〕

〔資 料〕

国庫歳入歳出状況(平成二十四年度平成二十五年二月分)(財務省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

基本測量関係事項関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第四十三条第一項の規定に基づき登録、東日本高速道路株式会社、社工事開始、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、企業年金基金変更関係

地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省 令

厚生労働省令第六十四号

薬事法(昭和三十三年法律第百四十五号)第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十二号を第九号とし、第七十八号から第八十一号までを二十七号ずつ繰り下げ、第七十七号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四 (二)ヨード五ニトロフェニル(一)メチルペリジニール(メチル)一H-インドール三ニール)メタノン及びその塩類

第一条中第七十六号を第九号とし、第六十七号から第七十五号までを二十六号ずつ繰り下げ、第六十六号を第九十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十二 (一)四メトキシフェニル(一)ニ(ジメチルアミノ)プロパニールオン及びその塩類

第一条中第六十五号を第九十号とし、第六十一号から第六十四号までを二十五号ずつ繰り下げ、第六十号を第八十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十五 五・六メチレンジオキシシタニール(一)アミン及びその塩類

第一条中第五十九号を第八十三号とし、第五十六号から第五十八号までを二十四号ずつ繰り下げ、第五十五号を第七十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十九 (一)メチルアミノ(一)ニ(三・四)メチレンジオキシフェニル)ペンタニールオン及びその塩類

第一条中第五十四号を第七十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

七十六 (一)メチルアミノ(一)ニ(四)メチルペンタニールオン及びその塩類

七十七 (一)メチルアミノ(一)ニ(四)メチルフェニル)ブタニールオン及びその塩類

第一条中第五十三号を第七十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十四 (一)メチルアミノ(一)ニ(チオフェニル)プロパン及びその塩類

第一条中第五十二号を第七十二号とし、第五十一号を第七十一号とし、第四十九号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九 (一)四プロモフェニル(一)ニ(メチルアミノ)プロパニールオン及びその塩類

第一条中第四十八号を第六十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十七 (一)五フルオロペンチル(一)H-インドール三ニール)ペリジニール(三ニール)メタノン及びその塩類

第一条中第四十七号を第六十五号とし、第四十四号から第四十六号までを十八号ずつ繰り下げ、第四十三号を第六十号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十一 (一)五フルオロフェニル(一)ニ(ペンチル)H-ピロリル三ニール)ナフタレニール)メタノン及びその塩類

第一条中第三十九号を第五十四号とし、第三十八号を第五十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十三 ナフタレニール(一)ニ(ペンチル)H-ピロリル三ニール)メタノン及びその塩類

第一条中第三十七号を第五十一号とし、第三十三号から第三十六号までを十四号ずつ繰り下げ、第三十二号を第四十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十五 (一)ジメチルアミノ(一)ニ(四)メチルフェニル)ブタニールオン及びその塩類

四十六 (一)ジメチルアミノ(一)ニ(三・四)メチレンジオキシフェニル)プロパニールオン及びその塩類

第一条中第三十一号を第四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十三 (一)ニ(ジフェニルメチル)ピロリジン及びその塩類

第一条中第三十号を第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一 (一)ニ(ジクロロフェニル)ペラジン及びその塩類

第一条中第二十九号を第三十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十九 N-N-ジエチル四ヒドロキシトリプタミン及びその塩類

第一条中第二十八号を第三十七号とし、第二十四号から第二十七号までを九号ずつ繰り下げ、第二十三号を第三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十二 キロリン八ニール(一)H-インドール(一)ニ(カルボキシラト)及びその塩類

第一条中第二十二号を第三十号とし、第十六号から第二十一号までを八号ずつ繰り下げ、第十五号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 (一)エチルアミノ(一)ニ(フェニル)ブタニールオン及びその塩類

第一条中第十四号を第二十一号とし、第十一号から第十三号までを七号ずつ繰り下げ、第十号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 N(一)ニ(アミノ)三ニ(メチル)ニ(オキソ)ブタニール(一)ニ(ペンチル)H-インドール三ニ(カルボキシ)ミド及びその塩類

第一条中第九号を第十二号とし、同号の次に次の三号を加える。

十三 (一)アダマンチル(一)ニ(メチル)ペリジニール(一)ニ(メチル)H-インドール三ニール)メタノン及びその塩類

十四 N(一)ニ(アミノ)三ニ(ジメチル)ニ(オキソ)ブタニール(一)ニ(四)フルオロペンチル)H-インドール三ニ(カルボキシ)ミド及びその塩類

第一条中第八号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 (一)アダマンチル(一)ニ(ペンチル)H-インドール三ニール)メタノン及びその塩類

第一条第七号の次に次の二号を加える。

八 N(一)ニ(アダマンチル)ニ(五)フルオロペンチル)H-インドール三ニ(カルボキシ)ミド及びその塩類

九 N(一)ニ(アダマンチル)ニ(五)フルオロペンチル)H-インドール三ニ(カルボキシ)ミド及びその塩類

第一条第五号の表中「ニ(アミン)」の塩類及びこれら含有する物の項の次に次のように加える。

ニ(ニ・三)ジクロロフェニル)ペラジ 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ン、その塩類及びこれら含有する物。

第一号第五号の表中ジフェニル(ジロリジニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの

第二号(ジフェニルメチル)ピロリジニール、その塩類及びこれらを含むもの

第三号(ジフェニルメチル)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの

第四号(ジフェニルメチル)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの

第五号(ジフェニルメチル)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの

第六号(ジフェニルメチル)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの

第七号(ジフェニルメチル)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの

第八号(ジフェニルメチル)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの

第九号(ジフェニルメチル)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの

第十号(ジフェニルメチル)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの

第十一号(ジフェニルメチル)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの

第十二号(ジフェニルメチル)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの

第十三号(ジフェニルメチル)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの

第十四号(ジフェニルメチル)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの

第十五号(ジフェニルメチル)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの

第十六号(ジフェニルメチル)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの

第十七号(ジフェニルメチル)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの

第十八号(ジフェニルメチル)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの

第十九号(ジフェニルメチル)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの

第二十号(ジフェニルメチル)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの

告示

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

〇総務省告示第二二一号 電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)第三条第一項の規定に基づき、施設整備事業を推進するための基本的な指針(平成二十三年総務省告示第四百号)の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十五年四月三十日 総務大臣 稲田 朋美

2 イ(1)の中「ものをいう」の下に「以下同じ。」を加え、同イ(4)中「含む」の下に「以下同じ。」を加え、同2(1)に次のように加える。

(ウ) サーパー用の電子計算機(東京圏(多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十二号)第二十二條第一項に規定する東京圏をいう。以下同じ。))以外の地域における自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業又は委託を受けた自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業のための施設(以下「特定情報通信事業施設」という。)に設置されるものに限る。のうち、東京圏における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情が生じた場合において当該複製物の複製物を電気通信回線を通じて当該顧客に提供し、当該複製物の複製物を電気通信回線を通じて当該顧客に提供することにより総務大臣の証明を受けることができるもの。

ルーター又はスイッチのうち、(ウ)に掲げる電気通信設備を設置する計画と同一の計画に基づき特定情報通信事業施設に設置されるもの

〇総務省告示第二二二号 平成二十三年総務省告示第四百号(施設整備事業を推進するための基本的な指針)第五項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百号(電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月三十日 総務大臣 稲田 朋美

1 七を削る。
2 一を次のように改める。
一 実施計画の認定の申請
イ 実施計画の認定を受けようとする者は、様式第七号の申請書に、次に掲げる書類(2)から(4)までに掲げる書類については、基本指針2(1)(ウ)に掲げる電気通信設備を整備する場合に限る。)を添えて提出するものとする。

(1) 様式第九号の実施計画書
様式第九号の事業書の施設による分類
当該電気通信設備を設置する自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業のための施設(以下「特定情報通信事業施設」という。)の所在地が確認できる書類

3 一(ウ)中「ものをいう」の下に「以下同じ。」を加え、同イ(4)中「含む」の下に「以下同じ。」を加え、同2(1)に次のように加える。

(4) 当該実施計画により整備される電気通信設備が、東京圏(多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十二号)第二十二條第一項に規定する東京圏をいう。以下同じ。))における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情が生じた場合において、当該複製物が滅失又は毀損した場合その他の当該顧客に提供するための設備である旨が記載された書類
基本指針2(1)(ウ)に掲げる電気通信設備を設置する実施計画について法第四条第三項に規定する電気通信設備は、次の(1)及び(2)に掲げる電気通信設備の区分に応じ、当該(1)及び(2)に掲げる要件を満たすものでなければならない。
(1) サーパー用の電子計算機 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
(i) 東京圏以外の地域における特定情報通信事業施設に設置されるものであること。
(ii) 東京圏における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該複製物が滅失又は毀損した場合その他の顧客に提供するための複製物を電気通信回線を通じて当該顧客に提供することにより総務大臣の証明を受けることができるもの。
(iii) 非常用電源装置及びルーター又はスイッチ 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
(1) 東京圏以外の地域における特定情報通信事業施設に設置されるものであること。
(ii) (1)に掲げるルーター又はスイッチ 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
イ 実施計画の変更に係る認定の申請
由 変更箇所が記載された書類及び第一号イ(1)から(4)までに掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。
ロ 基本指針2(1)(ウ)に掲げる電気通信設備を設置する実施計画の変更については、法第五条第二項において準用する法第四条第三項に規定する認定をするに当たり、第一号ロの規定を準用する。
2 六中「施設名」を一「整備施設」に改め、同2に次のように加える。
七 法第五条第三項に規定する認定計画に係る信頼性向上施設整備事業を実施する者は、当該認定計画に記載された信頼性向上施設を構成する基本指針2(1)(ウ)に掲げるルーター用の電子計算機及びこれと同時に設置される電気通信設備(基本指針2(1)(ウ)に掲げる非常用電源装置及び(ウ)に掲げるルーター)又はスイッチに限る。(1)において同じ。)を取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした場合、次に掲げる事項について総務大臣の定めるところにより総務大臣の証明を受けることができる。
(1) 当該ルーター用の電子計算機及びこれと同時に設置される電気通信設備が、当該認定計画に従って取得等をしたものであって、第一号ロに規定する要件を満たすこと。
(2) 東京圏内に設置された施設及び東京圏以外の地域内に設置された施設を利用して、特定情報通信業(自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業をいう。以下同じ。)を行う法人にあつては、当該法人の特定情報通信業の用に供する新設又は増設された一の生産設備(発電に係る設備を含む。以下同じ。)を構成する当該認定計画に記載されたルーター用の電子計算機、非常用電源装置及びルーター又はスイッチ(以下この号において「ルーター用の電子計算機等」という。)の取得価額の合計額の当該一の生産設備を構成する減価償却資産(法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のものであること。(当該ルーター用の電子計算機等の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。)であること。
3 一(ウ)中「ものをいう」の下に「以下同じ。」を加え、同イ(4)中「含む」の下に「以下同じ。」を加え、同2(1)に次のように加える。
(1) 様式第十号の実施計画書
様式第十号の事業書の施設による分類
当該電気通信設備を設置する自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業のための施設(以下「特定情報通信事業施設」という。)の所在地が確認できる書類